

# 東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業実施要綱

- (制定) 平成 26 年 3 月 31 日付 25 環政政第 552 号環境局長決定
- (一部改正) 平成 27 年 3 月 27 日付 26 環総政第 617 号環境局長決定
- (一部改正) 平成 28 年 3 月 28 日付 27 環総政第 1119 号環境局長決定
- (一部改正) 平成 29 年 3 月 28 日付 28 環総政第 1070 号環境局長決定
- (一部改正) 平成 30 年 3 月 23 日付 29 環総政第 904 号環境局長決定
- (一部改正) 平成 31 年 3 月 29 日付 30 環総政第 850 号環境局長決定
- (一部改正) 令和 2 年 4 月 13 日付 2 環総政第 20 号環境局長決定
- (一部改正) 令和 3 年 3 月 31 日付 2 環総政第 616 号環境局長決定

## 第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の区市町村（以下単に「区市町村」という。）と連携し、広域的環境課題への対応を図ることにより、東京の環境政策を一層推進することを目的として行う「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 本事業の概要

- 1 都は、東京の広域的環境課題の解決に資する事業又は地域特性や地域資源を活用した事業を実施する区市町村に対し、当該事業に係る経費の一部を補助する。
- 2 1 の補助を受けた区市町村は、都と連携して事業を進めるとともに、他の区市町村に対する取組誘導等、事業の広域化に向けた取組を行う。

## 第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）
- 2 規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）
- 3 中小規模事業所 事業所（条例第 5 条の 7 第 6 号の事業所をいう。以下同じ。）又は事業所内に設置する事務所、営業所等のうち、前年度の原油換算エネルギー使用量（規則第 4 条第 1 項の原油換算エネルギー使用量をいう。）が 1,500kl 未満のもの（条例第 5 条の 7 第 8 号に規定する指定地球温暖化対策事業所及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等を除く。）
- 4 テナント等事業者 建物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う者
- 5 中小企業等 法人又は個人で事業活動を行う者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する会社に該当しない会社を除く。）

## 第 4 本事業の具体的な内容

- 1 広域的環境課題の解決に資する事業等に係る経費の補助
  - (1) 補助事業の実施主体

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を団体又は個人に委託し、又は助成して実施することができるものとする。

#### （２）補助事業の内容

補助事業は、区市町村による地域住民等と連携した取組又は地域の実情に応じた取組を含む事業であって、当該取組を区市町村の区域内外に普及拡大することにより、広域的環境課題への対応が図られる事業として、別表の補助事業の内容の欄に掲げるもの（当該事業のうち、都がその環境施策の推進のため別途自ら又は他の機関を活用して行う補助金の補助対象部分を除く。）とする。

#### （３）事業方針の策定

都は、補助事業の目的等、補助事業の詳細を定める事業方針を別に策定し、区市町村に明示する。

#### （４）補助対象経費

補助金の交付対象とする経費は、区市町村の取組に要する経費として、別表の補助対象経費の欄に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

#### （５）補助金交付額

補助金の交付額は、補助事業ごとに、補助対象経費（補助対象経費に国からの補助金若しくは交付金を充当する場合又は補助事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、これらを控除した額）の２分の１以内とし、その合計額とする。

#### （６）補助金の交付対象とする補助事業の期間

補助金は、補助事業のうち、補助金交付決定を受けた年度の４月１日から３月３１日までのものに対して交付する。なお、複数年度にわたる補助事業については、継続して補助金の交付を受けられる期間は、原則として最長３年間とする。

#### （７）補助金の交付決定の手続

補助金の交付申請の審査は、都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）の職員等で構成する審査会を設置して、行うものとする。

### ２ 区市町村による都と連携した取組等

#### （１）事業方針に沿った取組

補助金の交付対象となった区市町村（以下「補助対象区市町村」という。）は、１（３）に定める事業方針に沿って事業を実施するとともに、都の求めに応じ、補助事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の報告その他の協力をするものとする。

#### （２）事業の広域化に向けた取組

補助対象区市町村は、近隣自治体との連携による事業実施又は取組内容の積極的な周知により、事業の広域化に努めるものとする。

#### （３）指導・助言

都は、必要に応じて、補助対象区市町村の取組に対して指導・助言を行うものとする。

### 第５ 本事業の実施体制

都は次のとおり本事業を実施する。

１ 都は、公社に対し、第４の１による補助金の原資として出えんを行うものとする。

２ 公社は、１の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(1) 2の基金を原資として、第4の1による補助金の交付を行うこと。

(2) 第4の2による補助対象区市町村への指導・助言並びに補助対象区市町村からの報告の徴収、並びに補助事業の効果等に関する分析・検証及び分析・検証の結果について都への報告を行うこと。

## 第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までとする。

## 第7 予算額等

1 第6に定める本事業の実施期間における補助金の予算額総額は50億円とする。

2 各年度における補助金の交付額総額は、原則として5億円を上限とする。

## 第8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5については、本事業の執行に必要な公社の定款変更が承認された日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 補助事業の種類、内容及び補助対象経費（第4関係）

【広域的環境課題対策分野】

広域的環境課題に対する区市町村の取組を都内全域に拡大

| 補助事業の種類<br>(メニュー)               | 補助事業の内容  | 補助対象経費  |
|---------------------------------|--|---|
| (1) 地域の活動主体と連携した省エネ・再エネ普及啓発促進事業 | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策や再生可能エネルギー利用拡大を推進する取組であって、地域に密着した団体（町会、商店会、ボランティア団体、NPO、小中学校、幼稚園、マンション管理組合等）や地元企業と連携し、地域ぐるみの取組を促す普及啓発であること。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量（電気、ガス及び灯油の使用量をいう。以下同じ。）及びCO2排出量の削減効果を集計するなど、取組効果の検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策や再生可能エネルギー利用拡大に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>                   | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費をいう。以下同じ。）</p> <p>（経済的インセンティブの原資に係る経費を除く。）</p> |
| (2) 賢い節電のためのLED活用事業             | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 家庭における、既設の照明器具（又はランプ）からLED照明器具（又はLEDランプ）への交換を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 既設の照明器具（又はランプ）は、LEDを使用した製品以外であること。</p> <p>(イ) LED照明器具（又はLEDランプ）は、既設の照明器具（又はランプ）よりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p>  |
| (3) 省エネ家電リユース促進事業               | <p>次のアからエまでの全ての取組を実施するものであること。</p>   | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに</p>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>ア 次の要件を満たすリユース品を購入した個人に対し、機器の購入費（工事費が発生する場合は、工事費も含む。）を補助すること。</p> <p>(ア) エアコン<br/>目標年度 2010 年度における省エネ基準達成率が 114%以上である家庭用壁掛けエアコンであること。</p> <p>(イ) 冷蔵庫<br/>目標年度 2021 年度における省エネ基準達成率が 100%以上である電気冷蔵庫であること。</p> <p>イ 近隣のリユース家電販売店に対し、アの取組の内容を周知するとともに来店者等への対象製品等の案内を当該販売店に依頼するよう努めること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ 住民に対し、対象製品や近隣のリユース家電販売店に関する情報など事業内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>に負担金補助及び交付金</p>                       |
| <p>(4) 省エネルギー診断等を活用した中小規模事業所の省エネルギー対策事業</p> | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 中小規模事業所における、節電その他の省エネルギー対策を実施する事業者で組織される団体との連携により行う取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 中小規模事業所の所有者又はテナント等事業者（以下「中小規模事業所所有者等」という。）であって、かつ、中小企業等である者に対し、節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器は、東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者（「地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業」の省エネ対策サポート事業者を含む。）</p>                                      | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

|                   |   |                        |
|-------------------|---|------------------------|
|                   | <p>が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器であること。</p> <p>② 中小規模事業所所有者等であつて、かつ、中小企業等である者に対し、一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21の認証取得（新規又は更新）の補助を行うこと。</p> <p>(イ) 必要に応じて、ア(ア)①により創出した事業所等における特定温室効果ガス排出量の削減量を活用し、都内中小クレジットを創出する取組を行うこと。この場合においては、都内中小クレジットの申請等に係る業務を行う事業者（以下「支援事業者」という。）を公募するとともに、支援事業者に対し次の事項を実施させること。</p> <p>① 都内中小クレジットの発行に当たり、中小規模事業所所有者等が行うべき手続を支援すること。</p> <p>② ①により支援事業者が都内中小クレジットの発行を受けることについて、中小規模事業所所有者等から同意を得ること。</p> <p>③ 中小規模事業所所有者等に対し、②により発行を受けた都内中小クレジットの量に応じた対価の支払その他のメリットを提供すること。</p> <p>④ ②により発行を受けた都内中小クレジットを大規模事業所（中小規模事業所以外の事業所をいう。）の所有者等へ販売することで、地域内等での排出量取引の促進に努めること。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに各区市町村の区域内の中小企業等を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |                        |
| (5) グリーンリース普及促進事業 | 次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。   | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並び |

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
|                     | <p>ア 中小テナントビルの所有者であって、かつ、中小企業等であるビルオーナーに対し、テナントとのグリーンリース契約を条件に、省エネルギーに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、東京都が発行する「グリーンリース実践の手引き」を活用するなど各区市町村の区域内の中小企業等を対象としたグリーンリースに係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>   | <p>に負担金補助及び交付金</p>  |
| <p>(6) 暑さ対策推進事業</p> | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 暑さ対策を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 打ち水等の暑さ対策の定着に向けた取組を実施すること。</p> <p>(イ) 区市町村又は地域に密着した団体が、移動式の微細ミストや日除(よ)け等の機器等をレンタル又は購入し、暑さ対策のために地域での活動等において活用すること。</p> <p>(ウ) 人が自由に入出りできる施設又は空間において、区市町村が暑熱対応設備を設置すること。ただし、区市町村道(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市町村道をいい、特別区道を含む。)に整備する環境性能舗装を除く。</p> <p>(エ) 家庭や事業者向けに暑熱対応設備に対する補助を行うこと。なお、対象設備は、微細ミスト、日よけ、環境性能舗装(遮熱性能又は保水性能)又は集合住宅への遮熱性塗装とする。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、暑さ対策推進に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金のうち、付表1の左欄に掲げる設置に係るものにあつては、当該右欄に定める額を上限とする。</p> |
| <p>(7) 資源循環対策</p>   | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するもの</p>   | <p>補助事業の実施に必要な</p>  |



|                           |   |  |
|---------------------------|---|--|
| <p>における再資源化・適正処理の推進事業</p> | <p>であること。</p> <p>ア 資源循環対策における再資源化・適正処理の推進のための取組であって、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ。）のリサイクルの推進、水銀含有物の適正処理の推進、在宅医療廃棄物の適正処理の推進又は超高齢化社会の到来を見据えた新たな資源循環施策の推進に係る取組について、次の(ア)から(エ)までのいずれかの要件を満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 小型電子機器等のリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>① 小型電子機器等のリサイクル又は小型充電式電池単体の分別回収に係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>② ①の事業の実施において、回収し、又は収集・運搬した小型電子機器については、認定事業者（小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定を受けた者をいう。小型充電式電池にあつては、一般社団法人 J B R C 又は再資源化を行っている廃棄物処理業者等）に引き渡すこと。</p> <p>③ ①の取組の結果を踏まえて、レアメタルその他の有用な金属の再資源化（小型家電リサイクル法第 2 条第 3 項に規定する再資源化をいう。（小型充電式電池を除く。））を前提とした小型電子機器等のリサイクルを実施するための計画を策定すること。なお、レアメタルその他有用金属の効果的な循環利用を推進するため、あらかじめ都と調整の上、回収品目、回収鉱種等の条件を計画中に設定すること。</p> <p>④ 必要に応じて、小型電子機器等のリサイクルに資する設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>(イ) 水銀含有廃棄物の適正処理を推進する取</p> | <p>経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> <p>小型電子機器等のリサイクルの推進に係る取組、水銀含有廃棄物の適正処理の推進に係る取組及び超高齢化社会の到来を見据えた新たな資源循環施策の推進事業に係る取組については工事請負費も対象</p> <p>（ただし、小型電子機器等のリサイクルの推進に係る取組及び水銀含有廃棄物の適正処理の推進に係る取組については、それぞれの取組に係る体制整備のために必要な経費に限る。）。</p> |
|---------------------------|---|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>① 水銀含有廃棄物の適正処理に係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>② ①の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、水銀含有廃棄物の適正処理を実施するための計画を策定すること。</p> <p>③ ①の取組の実施において、回収し、又は収集・運搬した水銀含有廃棄物については適正処理を行うこと。このうち、水銀含有廃棄物から回収した水銀については、埋立処分によらず、安全かつ安定的な処分をすること。</p> <p>④ 必要に応じて、水銀含有廃棄物の適正処理に資する設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>(ウ) 在宅医療廃棄物の適正処理を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>① 地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のために、医療機関、薬剤師会その他民間団体等との連携により、在宅医療廃棄物の適正処理に係る調査、事業の実施その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>② ①の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のための計画を策定すること。</p> <p>(エ) 超高齢化社会の到来を見据えた新たな資源循環施策を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>① 超高齢化社会の到来を見据え、ごみの分別・排出や違法な遺品整理等の課題の検討に必要な調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。</p> <p>② ①の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、超高齢化社会の到来により見込まれる課題解決に必要な取組を実施するための計画を策定すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を</p> |  |
|--|--|--|

|                       |  |                                   |
|-----------------------|--|-----------------------------------|
|                       | <p>行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、資源循環対策における再資源化・適正処理の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>  |                                   |
| (8) 災害廃棄物処理計画の策定促進事業  | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 環境省が策定した災害廃棄物対策指針に基づき、地域の実情を踏まえ、災害廃棄物処理計画又はその他の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための具体的な計画（以下「災害廃棄物処理計画等」という。）を策定する取組を実施すること。</p> <p>イ 必要に応じて、災害廃棄物処理計画等を円滑に運営するためのマニュアル等を策定する取組を実施すること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の地域の実情を踏まえた災害廃棄物処理計画等策定に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>  | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金 |
| (9) 食品ロス・リサイクル対策の推進事業 | <p>次のアからエまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 食品ロス削減対策や事業系食品廃棄物対策を推進する取組であって、住民、事業者で組織される団体、NPO等（フードバンク、社会福祉団体を含む。）との連携により、次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 家庭や事業者に対する食品ロスを削減する取組であって、次の①又は②のいずれかの要件を満たすものを実施すること。</p> <p>① 一般廃棄物における家庭系及び事業系の食品ロスの実態に係る調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。</p> <p>② 生活困窮者等向けに未利用食品の提供を行う団体の活動支援（食品の配送経費等）を行うこと。</p> <p>(イ) 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件を全て</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金 |

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
|                            | <p>満たすものを実施すること。</p> <p>① 事業系食品廃棄物のリサイクル又は排出抑制に係る指導又は助言を実施すること。</p> <p>② 必要に応じて、事業系食品廃棄物のリサイクルに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、食品ロスの削減又は食品廃棄物発生抑制及びリサイクルを実施するための計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>  |  |
| (10) 地域と連携した街の清掃美化推進事業     | <p>次のアからエまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 町内会や NPO 等の地域清掃活動団体等と連携し地域の清掃活動を実施するとともに、街の清掃・美化の推進に資する、次のいずれかの取組を実施すること。</p> <p>(ア) 地域住民を対象とした人材育成講習会等の実施</p> <p>(イ) 回収ごみ量・組成分析データの蓄積・分析</p> <p>(ウ) 複数の主体と協働した取組の実施</p> <p>(エ) その他、街の清掃・美化の向上に資する必要な取組の実施</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、地域と連携した街の清掃・美化に関する計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計・検証を行うこと。</p> <p>エ 街の清掃・美化について住民等への普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金                                  |
| (11) 地域の健全なリサイクルシステム維持支援事業 | <p>次のアからエまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 古紙等の資源物の再資源化促進に向けた取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 地域のリサイクルシステムを維持できな</p>   | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金のうち、付表1の左欄に掲げる設置に係るものにあつては、当該右欄に定 |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>い事態が発生した場合において、集団回収を維持するための取組（区市町村と資源物の業界団体等と連携して既に集団回収を行っている地域団体が、資源物の回収業者等に資源物を引き渡す際に逆有償（手数料の支払いが発生）になった場合、区市町村が引取手数料の補填を行う取組）を実施すること。</p> <p>(イ) 資源物の回収業者に対し、区市町村が財政支援（令和2年度以降に行う、新規支援又は既存支援の拡充に限る。）を実施すること。</p> <p>(ウ) 事業者で組織される団体、町会、自治会、近隣区市町村、その他民間団体等との連携より、地域における資源物の持ち去り行為の根絶に向けた調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>イ ア(ア)の取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえ、地域における資源物の再資源化促進に向けた計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、地域における資源物の再資源化促進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>める額を上限とする。</p> <p>（別表(11)中欄ア(イ)に規定する資源物の回収業者に対し区市町村が行う財政支援については、令和3年度から開始する新規支援又は既存支援の拡充に係る経費に限る。（ただし、令和2年度に新規支援又は既存支援の拡充を実施し、令和3年度も継続又は拡充して財政支援を実施する場合は、令和3年度以降の当該経費について補助対象とする。）</p> |
| <p>(12) 生物多様性保全のための計画策定又は生物基礎情報調査事業</p> | <p>次のア又はイの取組を実施するものであること。</p> <p>ア 次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 生物多様性の保全のための計画であって、次のいずれかに該当するものを策定する取組を実施すること。</p> <p>① 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略（以下「生物多様性地域戦略」という。）</p> <p>② 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第1項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）</p> <p>③ 特定外来生物による生態系等に係る被害</p>   | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）</p> <p>(イ) 地域連携保全活動計画又は防除実施計画を策定する取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>(ウ) (ア)の取組の内容を周知するとともに、各区市町村の生物多様性の保全に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> <p>イ 次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 生物多様性地域戦略又は目的、区域、期間、地域の生物情報の収集整理とその活用等の定めがある計画等であって知事が適当と認めるものに基づき、次の①～③のいずれかの地域の生物多様性保全のために必要な基礎情報調査を実施すること。</p> <p>① 自治体の区域内における生物調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、甲殻類、その他の分類群から選択して実施</li> </ul> <p>② 特定地点等における継続調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川における生物調査等</li> </ul> <p>③ 植生調査や良好な自然環境の残る地域の調査</p> <p>(イ) (ア)の取組にて得た調査データを都に提供すること。</p> <p>(ウ) (ア)の調査結果を踏まえて、取組の実施開始から 3 年度以内に生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>(エ) (ア)の取組の結果を周知するとともに、生物多様性の保全に向けた普及啓発及び事業の広</p> |  |
|--|---|--|

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| <p>(13) 外来種の積極的防除事業</p> | <p>域化に向けた取組を行うこと。</p> <p>次のアからオまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 下記(ア)、(イ)のいずれかに該当する取組を実施すること。</p> <p>(ア) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）若しくは地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）又は目的、区域、期間、取組内容等の定めがある防除計画であって知事が適当と認めるもの（以下「知事が適当と認める防除計画」という。）に基づき、地域住民と連携して、各区市町村の区域内における外来種の捕獲、採取、殺処分その他の防除の取組を実施すること。</p> <p>(イ) 人の生命及び身体に被害を及ぼすものとして付表 2 に掲げる種名等（亜種又は変種を含む。）に属する特定外来生物について、目的、区域、期間、対象種の早急な根絶に向けた取組内容等の定めがある防除計画を策定すること。防除計画に基づき、捕獲、採取、殺処分その他防除の取組を実施すること。</p> <p>イ 知事が適当と認める防除計画に基づき、アの取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>ウ ア(イ)の取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえ、防除計画で定める区域における対象種の根絶を前提とした補助事業完了後の防除方針を作成すること。ただし、補助事業が完了するときまでに対象種の根絶が確認さ</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |
|-------------------------|--|--|

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>れている場合を除く。</p> <p>エ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>オ アの取組の内容を周知するとともに、外来種の防除を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>   |   |
| <p>(14) ICT技術を活用した自転車シェアリングの普及促進事業</p> | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 自転車シェアリングシステムを導入する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 自転車シェアリングシステムの導入に係る計画の策定、調査又は事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>(イ) 導入する自転車シェアリングシステムは、他の区市町村との連携による相互利用が可能な汎用性の高いものであり、かつ、解錠、個人認証等の管理については、交通系ICカード、スマートフォン等を用いて簡便に自転車を利用できる方式を採用すること。</p> <p>(ウ) 海外からの来訪者でも容易に利用できるような環境整備（多言語対応）を行うこと。</p> <p>(エ) 必要に応じて、歩行者の安全対策、放置自転車の誘発防止対策、利用者に対する自転車のルール・マナーの普及啓発など、自転車シェアリング運営事業者ではなく区市町村が地域の行政課題として対応すべき取組を実施すること。</p> <p>(オ) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成25年東京都条例第14号）が令和元年9月に改正されたことを踏まえ、自転車シェアリングの運営事業者が自転車損害賠償保険等に加入していること。</p> <p>(カ) より便利な交通サービスを提供するというMaaSの考えを踏まえ、乗換案内アプリ等への情報提供を検討すること。</p> <p>(キ) 都外自治体に自転車が流出・滞留した際に、都の補助金であることを踏まえ、運用上の一定の対応（定期的に自転車を都内に再配置す</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、システム開発費、自転車シェアリング設備の設置工事に係る経費を除き、また、付表1の左欄に掲げる事業に対し、当該右欄に定める額を上限とする。）</p> |



|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>る等)を行うこと。</p> <p>イ アの取組によるエネルギー消費量等及び CO2 排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、自転車シェアリングに係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>   |  |
| <p>(15) 専門家を活用した個別相談の実施による環境改善の促進事業</p> | <p>次のア及びイの取組を実施するものであること。</p> <p>ア 区市町村が抱える生活環境に関わる問題に対し、専門家の活用により事案の解決を図る取組(相談窓口・講習会実施を含む。)であって、次の要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 個別に専門家を派遣し、困難事案の解決を図ること。</p> <p>(イ) 区市町村が実施する環境イベントの際に、専門家を配置した個別相談窓口を設置し、市民や事業者からの個別相談に応じるとともに、普及啓発を実施すること。</p> <p>イ アの取組の内容を周知するとともに、事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

備考 「自転車シェアリングシステム」とは、自転車の共同利用サービスであって、一定の地域内に複数配置された無人式のサイクルステーションで自由に自転車の貸出し及び返却を行うことができ、貸出しを行ったサイクルステーションとは異なるサイクルステーションでの返却が可能な仕組みをいう。

【地域環境創出分野】

地域特性・地域資源を活用した魅力ある地域環境の創出を促進

| 補助事業の種類<br>(メニュー)                    | 補助事業の内容  | 補助対象経費   |
|--------------------------------------|--|--|
| <p>(16) 地産地消型再生可能エネルギー電気・熱普及促進事業</p> | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 区市町村が実施する地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 次の(1)から(7)までのいずれかの再生可能エネルギーについて、①～④のいずれかの取組を実施すること。</p> <p>(1) 太陽光発電・太陽熱利用</p> <p>(2) 地中熱利用</p> <p>(3) 間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用</p> <p>(4) 小水力発電</p> <p>(5) 小型風力発電</p> <p>(6) 温度差熱利用</p> <p>(7) 地熱発電(温泉利用)</p> <p>① 地産地消型再生可能エネルギー設備を公共施設等(地域の防災拠点及び避難所等(区市町村が協定を結んだ民間施設等。以下同じ。)を含む。)に導入する取組を実施すること(近隣に再生可能エネルギー設備を設置し自営線を用いて自家消費することを含む。)</p> <p>② 地産地消型再生可能エネルギー設備の導入を補助する取組を実施すること。</p> <p>③ (1)太陽光発電・太陽熱利用(2)地中熱利用について、ソーラー屋根台帳及び地中熱ポテンシャルマップのデータを活用した取組を実施すること。</p> <p>④ (3)間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用について、各区市町村の区域内外での木質バイオマスの流通を推進する仕組みを構築すること。</p> <p>(イ) ア(ア)①及び②については、必要に応じて、当該再生可能エネルギー発電設備と同時に</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p> |

|                                       |  |  |
|---------------------------------------|--|--|
|                                       | <p>蓄電池の設置を行うこと（既設再生可能エネルギー発電設備への設置も含む。）。</p> <p>なお、地域の防災拠点及び避難所等へ太陽光発電又は風力発電を導入する場合は蓄電池についても導入するとともに、必要に応じて、太陽光発電設備と蓄電池が一体となったLED街路灯（ソーラー街路灯）、LED屋内照明、携帯電話等の充電設備及び公衆無線LAN設備を導入すること。</p> <p>(ウ) ア(ア)①を実施するに当たっては、事前に実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと（既に実施している場合を除く。）。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、地産地消型再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>                                     |  |
| <p>(17) 島しょ地域における再生可能エネルギー利用の促進事業</p> | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 島しょ地域において、環境確保条例第2条第4号の3に規定するエネルギー（以下「再生可能エネルギー」という。）の利用を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 必要に応じて、再生可能エネルギーの利用に資する、また島内の電力システムの安定のために必要な設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>(イ) 再生可能エネルギーの利用に係る各町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと（既に実施している場合を除く。）。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、島しょ地域における再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p> |
| <p>(18) 再生可能エネルギー由来電</p>              | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p>   | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並び</p>                  |

|                                |  |   |
|--------------------------------|--|---|
| <p>気の導入拡大事業</p>                | <p>ア 再生可能エネルギーで作られた電気（以下「再エネ由来電気」という。）の導入拡大を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（民間企業と連携したものも含む。）を実施すること。</p> <p>(ア) 固定価格買取制度による買取期間の適用が終了となる電気（以下「FIT 切れとなる電気」という。）を地域で活用するための取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>① 令和元年（2019年）以降にFIT切れとなる電気について普及啓発する取組を実施すること。</p> <p>② FIT切れとなる電気について、各区市町村域内に供給し、活用するための検討調査等の取組を実施すること。</p> <p>③ 取組の実施に当たって、事前に実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと。</p> <p>(イ) 地域新電力等による再エネ由来電気の導入拡大を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>① 地域新電力等を創設するために必要な調査を実施すること。ただし、既に同様の調査を実施している場合は除く。</p> <p>② 再エネ由来電気の供給に係る、各区市町村域内の電気の供給先と電気の供給元（発電事業者（姉妹都市等の発電所を含む。）をいう。）の調整に関する検討等を行うこと。</p> <p>③ 地域新電力等が供給する再エネ由来電気について、環境性能等に関する啓発を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、再エネ由来電気の導入拡大に必要な普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>に負担金補助及び交付金</p>                                  |
| <p>(19) 島しょ地域におけるZEV普及促進事業</p> | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 島しょ地域の町村がZEV（ゼロエミッションビークル。走行時（プラグインハイブリッド自動</p>  | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金付表1の左欄に掲げる設</p> |

|                                   |   |  |
|-----------------------------------|---|--|
|                                   | <p>車(PHV)は電気自動車(EV)モードによる走行時にCO2等の排出ガスを出さないEV・PHV・燃料電池自動車(FCV)のこと(乗用車に加え、バスや貨物車、バイクを含む)普及を図るための取組であって、次に掲げる要件のいずれかの要件を満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 戸建て(集合住宅を除く。)の島民向けに充電設備の導入に要する経費(設備購入費、設置工事費)の一部を補助する取組を実施すること。</p> <p>(イ) 町村において外部給電器を購入すること。</p> <p>(ウ) ZEV普及に係る普及啓発を実施すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、ZEVに係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>   | <p>置に係るものにあつては、当該右欄に定める額を上限とする。</p>            |
| <p>(20) 地域協議会と連携した自然公園の魅力向上事業</p> | <p>次のアからエまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 市町村が主体となって地域の関係者を構成員とする地域協議会等を新たに組織する、又は既に組織された当該市町村が構成員に含まれる地域協議会等と連携すること。なお、地域協議会とは、地域の課題解決・魅力向上等を目的として地域の関係者で組織されたものであつて、設置にあたり規約や要綱等を定めているものをいう。</p> <p>イ 自然公園が抱える課題のうち、次に掲げる課題の解決に資する取組について、アの協議会で企画・検討し、合意を得た事業を実施すること。</p> <p>(ア) 自然公園の魅力や認知度の向上</p> <p>(イ) 外国人や障害者など多様な自然公園利用者の受入環境整備</p> <p>(ウ) 自然公園施設・設備等の設置・改修等</p> <p>ウ イの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ イの取組の内容を周知するとともに、自然公園の魅力向上に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p> |
| <p>(21) 樹林地や湧</p>                 | <p>次のアからエまでの全ての取組を実施するもの</p>  | <p>補助事業の実施に必要な</p>                             |

|                                  |   |   |
|----------------------------------|---|---|
| <p>水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業</p> | <p>であること。</p> <p>ア 生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるものに基づき、地域における多様な主体と連携して行う各区市町村の区域内における生物多様性保全のための取組であって、次に掲げるいずれかに該当するものを実施すること。</p> <p>(ア) 里山、樹林地（防風林、屋敷林、動植物の生息・生育環境として自然環境上保全すべきものを含む。）などの自然地の生態系を保全する取組</p> <p>(イ) 湧水、水路などの水辺の生態系を保全する取組</p> <p>(ウ) 希少種を保護する取組</p> <p>イ アの取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発（環境教育・自然体験活動を含む。）及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>経費として、報酬等、工事請負費（ビオトープ（特定の生物群集が生存できるような特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間のことをいう。水辺のものに限る。）の創出に係る経費に限る。）並びに負担金補助及び交付金</p>                      |
| <p>(22) 花と緑で潤う緑化推進事業</p>         | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 個人又は民間団体等との連携により、都内に植栽、花壇等（壁面緑化を含む。）の設置を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 都民等の目に触れる場所又は都民等が立ち入ることができる場所（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園を除く。）への植栽、花壇等の設置であること。</p> <p>(イ) 植栽は、草花（地被植物のみの場合を除く。）</p>   | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費、原材料費並びに負担金補助及び交付金のうち、付表1の左欄に掲げる設置に係るものにあつては、当該右欄に定める額を上限とする。</p> <p>（個人又は民間団体等との連携に当たり、草花等の維持管理に必要な知識</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>又は樹木により行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、花と樹木による緑化の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>  | <p>及び技能を習得するために開催する個人又は民間団体等に対する講習会に係る経費を含む。)</p> |
| <p>(23) 江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業）</p> | <p>次のアからエまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 区市町村が所有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、生物多様性の保全・回復に寄与する在来種（都内に本来自然分布している種をいう。以下同じ。）の植栽を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 植栽を行う所有地等の周辺で、動植物の生息・生育についての調査（現地調査、資料調査、専門家へのヒアリング等をいう。）を行うこと。</p> <p>(イ) (ア)の結果を踏まえて、動植物の生息・生育空間の拡大に資する植栽の計画・設計を行うこと。複数本の樹木、草等を植栽する計画・設計とし、植栽する樹木、草等の全てについて在来種を使用すること。</p> <p>(ウ) 植栽を行うに当たっては、高木種、中木種、低木種及び草本類を組み合わせ、多階層な植栽となるよう努めること。</p> <p>(エ) 立案した計画・設計を基に、植栽施工を行うこと。施工後は、生物多様性保全・回復のために在来種を活用した取組を実施した旨を解説する表示を現地に設置すること。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、区市町村内におけるエコロジカル・ネットワークの形成に向けた基本方針を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに環境や緑に関する基本的な計画等にて同様の方針を策定している場合を除く。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等及び工事請負費</p>                |

|                     |   |                                  |
|---------------------|---|----------------------------------|
|                     | 域化に向けた取組を行うこと。  |                                  |
| (24) 緑地の利活用<br>推進事業 | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 区市町村が所有又は管理する土地のうち、一般の立ち入りを常時禁止している緑地（以下「閉鎖緑地等」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 都民が利用できるよう、閉鎖緑地等を囲うフェンスの撤去、園路や案内板の設置、安全対策上の枝切りなど、必要な整備を行うこと。</p> <p>(イ) 整備を行った閉鎖緑地等について、全部又は部分的に開放すること。</p> <p>イ アの緑地を活用し、現地やホームページ等において、生物多様性に関する普及啓発（案内板による生きものに関する情報発信や自然観察会の開催等）を行うこと。普及啓発に当たっては、次のような内容を盛り込み、自然環境や生物多様性に関する基礎知識のない者でも、生物多様性に関する意識の向上につながるよう努めること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費及び原材料費 |

備考

- 1 「希少種」とは、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版」（東京都環境局）及び「東京都の保護上重要な野生生物種（島しょ部）～東京都レッドリスト～2011年版」（東京都環境局）（以下「東京都レッドリスト」という。）に掲載された野生生物種のうち、カテゴリーが絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN及びCR+EN）、絶滅危惧Ⅱ類（VU）及び準絶滅危惧（NT）並びに情報不足（DD）に該当する種をいう。
 

なお、東京都レッドリストが改定された場合は、改定版に掲載された野生生物種とする。
- 2 「屋敷林」とは、主として在来植物で構成された保全すべき樹林として区市町村が認定するものであり、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - (1) 計画性をもって仕立てられた複数の樹木からなること。
  - (2) 私有地内にあること。
  - (3) 居住空間に隣接し、又は取り囲まれていること。



【先駆的取組推進分野】

将来的な広域展開に向けた先駆的な取組をモデル事業として推進

| 補助事業の種類<br>(メニュー)          | 補助事業の内容  | 補助対象経費                                  |
|----------------------------|--|---|
| (25) 再生可能エネルギー見える化事業       | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 区市町村が実施する再生可能エネルギーの導入を促進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) バス停へのソーラーパネル、ソーラーカーポート、ソーラーロード、壁面へのソーラーパネル(薄膜型含む)のいずれかを導入し、再生可能エネルギーを見える化することで、理解増進を図ること。</p> <p>(イ) 必要に応じて、(ア)の再生可能エネルギー発電設備と同時に蓄電池の設置を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、再生可能エネルギーに関する普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金 |
| (26) 水素エネルギーの都民への普及・浸透推進事業 | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア Tokyo スイッチ推進チームへの加入を条件とし、都民を対象に実施する水素エネルギー普及啓発のための取組(① セミナー、シンポジウム、講習会、② 小科学実験やFCV試乗会等、水素エネルギーを活用するイベント、③ パネル等の作成、展示)を実施すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>  | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金       |
| (27) 既存共同住宅の省エネルギー対策促進事業   | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 既存の共同住宅の共用部分における節電その他の省エネルギー対策の実施を推進す</p>  | 補助事業の実施に必要な経費として報酬等                     |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>る取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 共同住宅の所有者又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律 68 号）第 3 条に規定する団体をいう。以下同じ。）と連携した取組であること。</p> <p>(イ) 共同住宅の所有者又は管理組合に対して、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うため、コンサルタントを派遣すること。</p> <p>イ アの取組によるエネルギー消費量及び CO2 排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、区市町村の区域内の既存の共同住宅の所有者及び管理組合を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |  |
| <p>(28) ゼロエミッション東京の実現に向けた計画策定促進事業</p>  | <p>次のア及びイの取組を実施するものであること。</p> <p>ア 「2050 年までに CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」を目標に掲げ、目標を達成するための計画、戦略等（個別計画・プログラムを含む。）を策定すること。</p> <p>イ アの取組の内容を周知するとともに、ゼロエミッション東京の実現に必要な普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>   | <p>補助事業の実施に必要な経費として報酬等</p>               |
| <p>(29) 地域気候変動適応計画の策定促進事業</p>          | <p>次のア及びイの取組を実施するものであること。</p> <p>ア 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条の規定に基づく地域気候変動適応計画を策定すること</p> <p>イ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の地域の実情を踏まえた気候変動適応策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと</p>  | <p>補助事業の実施に必要な経費として報酬等</p>               |
| <p>(30) 家庭用エアコン等からのフロン排出抑制及び適正処理事業</p> | <p>次のア及びイの取組を実施するものであること。</p> <p>ア 家庭用エアコン等からのフロン排出抑制及び適正処理を目的とした取組であって、次</p>  | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

|                   |  |                                   |
|-------------------|--|-----------------------------------|
|                   | <p>に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) フロン排出抑制のための普及啓発を行う取組</p> <p>(イ) パトロールや不適正な取り扱いを行う不用品回収業者等への指導などを実施する取組</p> <p>(ウ) 区市町村が空き家等に残置された家庭用エアコン等を、取り外す際に不適正なフロン放出を防止するための取組</p> <p>イ アの取組の内容を周知するとともに、フロンの排出抑制及び適正処理についての普及啓発（ア(ア)の取組を除く。）及び事業の広域化に向けた取組を行うこと</p>   |                                   |
| (31) VOC総合対策の推進事業 | <p>次のア及びイの取組を実施するものであること。</p> <p>ア VOC対策の推進のための取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 区市町村が実施する橋梁、歩道橋等の塗装工事を対象として、使用する塗料を従来の石油系塗料から水性塗料に変更すること。</p> <p>また、当該塗装工事完了の際に今後の水性塗料活用に向けた検討を行うこと。</p> <p>(イ) 区市町村がVOC簡易測定器を購入すること。</p> <p>なお、VOC簡易測定器の購入に当たっては、当該機器を活用した、事業者への指導計画を都に提出すること。</p> <p>イ アの取組の内容を周知するとともに、VOC対策の推進のための普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金 |
| (32) 環境学習推進事業     | <p>次のアからウまでの全ての取組を実施するものであること。</p> <p>ア 持続可能な社会を構築するための環境学習を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する取組を実施すること。</p> <p>(ア) 環境リーダーによる地域のフィールド</p>  | 補助事業の実施に必要な経費として報酬等               |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>を生かした環境学習であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>① 地域に根差した環境リーダーを区市町村が認定すること。</p> <p>② 区市町村が認定した環境リーダーが、地域のフィールドを生かし、地域の団体等と連携した、環境学習活動及び人材育成を行うこと。</p> <p>(イ) 環境学習のデジタル化を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、環境リーダーの取組の周知を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |  |
|--|---|--|

付表1 補助対象経費の上限

|   |  |
|---|--|
| 別表の(6)ア(ウ)に規定する暑熱対応設備の設置  | 5,000,000円                                     |
| 別表の(11)アに規定する資源物の再資源化促進に向けた取組   | 1自治体当たり5,000,000円(複数事業を実施でも同額)                 |
| ソフト事業(別表の(14)ア(ア)に規定する取組のうち、自転車シェアリングシステムの導入に係る設備の設置を除いた取組の実施をいう。)    | 10,000,000円                                    |
| ハード事業(設備)(別表の(14)ア(ア)に規定する取組のうち、自転車シェアリングシステムの導入に係る設備の設置の実施をいう。以下同じ。) | ハード事業(設備)とハード事業(安全対策等)の補助対象経費を合算して100,000,000円 |
| ハード事業(安全対策等)(別表の(14)ア(エ)に規定する区市町村が地域の行政課題として対応すべき取組の実施をいう。以下同じ。)      |  |
| 別表の(19)ア(イ)に規定する外部給電器の購入  | 1台当たり800,000円                                  |
| 別表の(22)アに規定する植栽、花壇等の設置  | 植栽、花壇等1か所当たり20,000,000円                        |

付表2 危険な特定外来生物

| 分類      | 種名等                             |
|---------|---------------------------------|
| クモ・サソリ類 | キョクトウサソリ科の全種                    |
|         | Atrax 属の全種<br>(ジョウゴグモ科の1属)      |
|         | Hadronyche 属の全種<br>(ジョウゴグモ科の1属) |
|         | <i>L. reclusa</i> (イトグモ科の1種)    |
|         | <i>L. laeta</i> (イトグモ科の1種)      |
|         | <i>L. gaucho</i> (イトグモ科の1種)     |
|         | ゴケグモ属の全種※                       |
| 昆虫類     | ヒアリ                             |
|         | アカカミアリ                          |

|  |           |
|--|-----------|
|  | コカミアリ     |
|  | ツマアカスズメバチ |

※ハイイロゴケグモ及びセアカゴケグモを含む。